

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための住民自治協議会（まちづくり協議会）の総会・事業等の基本的考え方について

各市民活動支援センター所長

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況等を踏まえ、香取市では、順次、市立公共施設等の再開を実施します。つきましては、国・県の方針とも併せた、住民自治協議会（まちづくり協議会）の総会・事業等の基本的考え方について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 自粛等の協力要請期間について

協議会の一堂に会しての会議及び事業実施は、国等が示す法に基づく協力要請期間を基本としますが、概ね6月中旬頃までは自粛等が必要な期間と想定しています。

なお、「新しい生活様式」が定着することや、市及び県内の状況を踏まえ、今後自粛協力要請期間の解除・緩和に変更が生じた場合は、随時お知らせします。

2. 協力要請解除後の開催に必要な取り組みについて

◆会議

(1) マスク着用の上、会場の規模を考慮した十分な座席間隔の確保

最低1m(できるだけ2mを目安)の対人距離を保ち、対面に座らないよう工夫

(2) 適切な消毒や換気等が行われること

手洗い・手指消毒液の準備、スイッチやドアノブ、イス、テーブル等の使用前後での消毒等

(3) 参加者名簿を作成すること … 参加時に別紙用紙への記入を依頼

参加者の緊急連絡先の把握と、自宅での体温と体調を記入

※個人情報の適切な保護保管をお願いします。必要に応じ、保健所等の公的機関へ提出します。

◆事業

開催の規模要件は、屋内100人かつ定員の半分以下、屋外200人以下を目安とし、リスクへの対応が整わない事業は、中止又は延期するなど慎重な対応をお願いします。規模要件（人数上限）は、県の方針に沿って段階的に緩和します。

また、開催はその規模に関わらず、「3つの密」が発生しない席配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「参加者の把握(名簿作成)」等、基本的な感染防止対策を講じてください。

※協議会の会議及び事業の開催等についてお困りの際は、各市民活動支援センターにご相談ください。

☆佐原市民活動支援センター
TEL：50-1213

☆山田市民活動支援センター
TEL：79-7310

☆小見川市民活動支援センター
TEL：79-5710

☆栗源市民活動支援センター
TEL：75-2112